

◎一般廃棄物処理施設維持管理情報(令和7年度)

第1清掃工場

1. 処分した一般廃棄物の各月ごとの種類及び数量 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5の2第1号イ)

(単位 トン)

種類 / 月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
ごみ搬入量	4205.66	4660.62										
残滓搬出量	632.3	662.6										

2. 焼却炉の運転状況 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5の2第1号ロ及びハ)

1号炉

項目 / 月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
測定結果の得られた日	24	9										
燃焼室中の燃焼ガス温度 °C	測定位置 燃焼室	892	888									
集じん器に流入する燃焼ガス温度 °C ※1	測定位置 BF 入口	165	165									
排ガス中の一酸化炭素濃度 ppm	測定位置 煙突入口	8	7									
冷却設備及び排ガス設備に堆積したばいじんの除去	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置										

2号炉

項目 / 月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
測定結果の得られた日	11	31										
燃焼室中の燃焼ガス温度 °C	測定位置 燃焼室	902	895									
集じん器に流入する燃焼ガス温度 °C ※1	測定位置 BF 入口	162	161									
排ガス中の一酸化炭素濃度 ppm	測定位置 煙突入口	3	3									
冷却設備及び排ガス設備に堆積したばいじんの除去	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置										

○注:BFとはバグフィルターの略です。

○連続測定記録等はデータ量が多いため、記録データ保存管理しておりますので当工場で見覧による公表を致します。記載数値は定常運転時の月平均値です。

○定常運転とは、当日の24時間の内運転時間が5時間以上で時間平均燃焼室温度が800°C以上であること。

3. 排ガス中のばい煙濃度測定結果（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5の2第1号ニ）

項目 / 焼却炉			1号炉						測定実施回数
試料採取位置			煙突入口						ばい煙濃度測定回数 6回/年 ダイオキシン類濃度測定回数 2回/年
試料採取月日			4月4日	5月8日					
ばい煙濃度測定結果の得られた月日			4月25日	5月29日					
ダイオキシン類濃度測定結果の得られた月日			—	—					
測定項目	規制基準値	単位	測定結果						適用法令
ばいじん	0.08	g/m <sup>3</sup> N	0.002 未満	0.002 未満					大気汚染防止法
硫黄酸化物	8.65	m <sup>3</sup> N/h	0.06 未満	0.06 未満					大気汚染防止法
塩化水素	122	mg/m <sup>3</sup> N	9 未満	9 未満					大阪府生活環境の保全等に関する条例
窒素酸化物	250	ppm	62	51					大気汚染防止法
カドミウム及びその化合物	1.45	mg/m <sup>3</sup> N	0.005 未満	—					大阪府生活環境の保全等に関する条例
鉛及びその化合物	5.79	mg/m <sup>3</sup> N	0.005 未満	—					大阪府生活環境の保全等に関する条例
ダイオキシン類	1	ng-TEQ/m <sup>3</sup> N	—	—					ダイオキシン類対策特別措置法

項目 / 焼却炉			2号炉						測定実施回数
試料採取位置			煙突入口						ばい煙濃度測定回数 6回/年 ダイオキシン類濃度測定回数 2回/年
試料採取月日			4月4日	5月8日					
ばい煙濃度測定結果の得られた月日			4月25日	5月29日					
ダイオキシン類濃度測定結果の得られた月日			—	6月9日					
測定項目	規制基準値	単位	測定結果						適用法令
ばいじん	0.08	g/m <sup>3</sup> N	0.002 未満	0.002 未満					大気汚染防止法
硫黄酸化物	8.65	m <sup>3</sup> N/h	0.06 未満	0.06 未満					大気汚染防止法
塩化水素	122	mg/m <sup>3</sup> N	9 未満	9 未満					大阪府生活環境の保全等に関する条例
窒素酸化物	250	ppm	65	58					大気汚染防止法
カドミウム及びその化合物	1.45	mg/m <sup>3</sup> N	0.005 未満	—					大阪府生活環境の保全等に関する条例
鉛及びその化合物	5.79	mg/m <sup>3</sup> N	0.005 未満	—					大阪府生活環境の保全等に関する条例
ダイオキシン類	1	ng-TEQ/m <sup>3</sup> N	—	0.037					ダイオキシン類対策特別措置法

○測定結果については、測定・分析を測定業務委託業者にて実施しており、測定結果が得られしだい順次記載いたします。